資料 7-2

芽室町議会基本条例改正案

現行	修正案
前文 地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。 芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成 19 年芽室町条例第 3 号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。 また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かっ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。 議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。 よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。	前文 地方議会は、二元代表制のもと、行政の監視及び評価、調査研究、政策形成及び政策提案の機能を十分に発揮し、日本国憲法~~及び地方自治法の理念に基づき、~~に定める地方自治の本旨の実現を担う重要な役割を果たしています。 芽室町議会は、町民に選ばれた議員で構成され、町の重要な意思決定を担う議事機関として、芽室町自治基本条例の理念に基づき、町長その他の執行機関~~及び関係機関~~との適切な緊張関係を保ち、相互の役割を尊重しながら、町民全体の福祉の向上と、農業を基幹とする地域の経済及び社会の持続的な発展のため、その責務を果たします。 社会経済情勢や人口構造の変化が進む中、地方議会には、持続可能な地域社会の実現と将来世代への責任を自覚した議会運営が求められています。議会は、町民への積極的な情報公開と説明責任を果たし、町民の多様な意思を把握するとともに、自由闊達な討議と熟議を通じて、よりよい結論を導き出す合議制の議事機関としての役割を果たさなければなりません。 また、町民参加の機会の充実を図り、政治や議会への関心を高め、主体的な参加を促すために、主権者教育を推進します。さらに、多様な人材が議員を志し、議会活動に参画できる環境を整え、将来にわたり町民の多様な意思を反映できる議会の基盤を築いていくことも、議会の重要な使命です。 議員は、自らの資質の向上と不断の研鑽に努め、政策形成能力を高めるとともに、町民参加を基本としたまちづくりを推進し~~、町民の負託に応え~~ます。 芽室町議会は、町民との信頼関係を礎とし、町民と歩む議会であり続けることを基本理念とします。その実現に向け、公正性及び透明性の高い議会運営を確保するとともに、「わかりやすい議会」「ひらかれた議会」「行動する議会」を目指し~~ます。~~ ~~そして、持続可能な地域社会の構築と将来世代への責任を自覚し~~、町民の負託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

具体的な取り組みについては、議会活性化計画等で取り組んでいくことになる。	（町民参加及び町民との連携） 第８条　略 ３　議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度**など**を活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。 **６　議会は、町民が主権者としての意識を育み、議会及び議員の役割と責務への理解を深めるとともに、地域の課題について考え、議論し、まちづくりに主体的に参画することができるよう、主権者教育を推進します。**
委員会の機能強化及び充実のため、政策討論会の位置づけを明確にし、議会としての政策形成能力及び、政策提言につなげる。	（議員政策討論会の開催） 第 17 条　議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上**及び政策提言につなげる**ため、議員政策討論会を開催します。 **２　議員政策討論会は、議会活性化計画に位置付けるほか、必要に応じて開催します。** **３　議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。**
	（報酬等） 第 29 条　略 ２及び３　略 ４　報酬等の改正については、法第 74 条第１項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、**議員が提案することを原則とします。**